

# 社会保険等に関する誓約書

- 1 当社は、本書の提出日において、次の保険に適法に加入しています。  
(※該当する保険をマークしてください。)
- 雇用保険  健康保険  厚生年金保険
- 2 (1) 当社は、本書の提出日において、次の保険が、法令で適用除外とされています。  
(※該当する保険をマークしてください。)
- 雇用保険  健康保険  厚生年金保険
- (2) 法令で適用除外である理由は、次のとおりです。  
(※該当するものにマークし、必要事項を記載してください。)
- 従業員規模等による(従業員 人)  
 国民健康保険組合への加入による  
 その他( )
- 3 当社は、当社が受注者となったときは、社会保険等に未加入の建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、加入義務がない者を除く。以下「未加入者」という。)を、下請負人(第二次以下の下請契約の当事者を含む。以下同じ。)としません。  
また、当社は次の事項を遵守します。
- (1) 施工体制台帳を作成する際は、建設業許可業者である下請負人における社会保険等の加入状況を適切に確認する。
- (2) 下請契約(第二次以下の下請契約を含む。)の締結後遅滞なく、施工体制台帳及び建設業許可業者である下請負人が社会保険等に加入している事実を確認した書類(社会保険等の適用除外に関する誓約書を含む。)を大阪府に提出する。
- (3) 社会保険等に未加入である下請負人を把握したときは、その旨を大阪府に報告する。
- (4) 大阪府から当社に対し、未加入者である下請負人への加入指導を求められた場合は、適切に指導を行い、社会保険等に加入した事実を確認することのできる書類を大阪府に提出する。
- (5) 下請負人が社会保険等に未加入である旨を大阪府が保険担当機関に通報することについて、当該下請負人に周知徹底する。

以上、誓約します。なお、本書に記載した事項と事実が相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

大阪府〇〇事務所長 様

年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

(押印不要)

※本書において、雇用保険とは雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険を、健康保険とは健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険を、厚生年金保険とは厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険をいい、これらを総称して「社会保険等」といいます。

また、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者を「建設業許可業者」といいます。

※自らが「法令で適用除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、雇用保険については[厚生労働省\(公共職業安定所\)](#)に、健康保険及び厚生年金保険については[日本年金機構\(年金事務所\)](#)にお問い合わせください。

## 「社会保険等に関する誓約書」の誓約内容について

落札候補者の入札参加資格審査（事後審査）の際に提出を求める「社会保険等に関する誓約書」において、落札候補者自身の社会保険等の加入状況、受注者となったときに社会保険等に未加入の建設業者を下請負人としないう旨及び誓約事項と事実が相違するときはいかなる措置を受けても異議がない旨を誓約していただきます。

### 【下請負人に係る誓約事項の内容】（誓約書抜粋）

当社は、当社が受注者となったときは、社会保険等に未加入の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、加入義務がない者を除く。以下「未加入者」という。）を、下請負人（第二次以下の下請契約の当事者を含む。以下同じ。）としません。また、当社は次の事項を遵守します。

⇒全ての下請回数において、社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人としないう旨を誓約していただきます。〔建設工事請負契約書第7条の2第1項〕

(1) 施工体制台帳を作成する際は、建設業許可業者である下請負人における社会保険等の加入状況を適切に確認する。

⇒施工体制台帳の「下請負人に関する事項」の「健康保険等の加入状況」を記載する欄について、受注者みずからが『加入』、『未加入』、『適用除外』の別を適切に確認してください。

(2) 下請契約（第二次以下の下請契約を含む。）の締結後遅滞なく、施工体制台帳及び建設業許可業者である下請負人が社会保険等に加入している事実を確認した書類（社会保険等の適用除外に関する誓約書を含む。）を大阪府に提出する。

⇒全ての下請回数において、下請契約の都度、施工体制台帳に受注者みずからが適切に確認をした証拠書類（下請負人の社会保険等の加入を示す領収証書の写し等：別添の「加入確認書類の例」を参照。）を添付の上、遅滞なく大阪府へ提出してください。〔建設工事請負契約書第7条の2第2項〕

(3) 社会保険等に未加入である下請負人を把握したときは、その旨を大阪府に報告する。

⇒全ての下請回数において、建設業許可の有無にかかわらず、社会保険等に未加入の下請負人を把握したときは、「社会保険等未加入状況報告書」（様式1）に必要事項を記載の上、大阪府へ提出してください。

(4) 大阪府から当社に対し、未加入である下請負人への加入指導を求められた場合は、適切に指導を行い、社会保険等に加入した事実を確認することのできる書類を大阪府に提出する。

⇒建設業許可業者である下請負人が社会保険等に未加入であった場合は、大阪府から受注者に対し、当該未加入者への加入指導を求める通知文を発送しますので、指定期間内（通知日の翌日から起算して30日間）に下請負人が社会保険等に加入した事実を確認することのできる書類（別添の「加入確認書類の例」を参照。）を大阪府へ提出してください。〔建設工事請負契約書第7条の2第3項〕

(5) 下請負人が社会保険等に未加入である旨を大阪府が保険担当機関に通報することについて、当該下請負人に周知徹底する。

⇒全ての下請回数において、建設業許可の有無にかかわらず、社会保険等に未加入の下請負人を把握したときは、受注者から「社会保険等未加入状況報告書」（様式1）を提出していただき、この報告書をもとに大阪府から各保険担当機関（日本年金機構や地方労働局）に通報しますので、下請負人に予め周知徹底をお願いします。